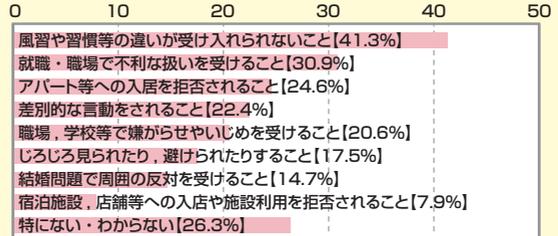


7 外国人

文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくすことが必要です。

我が国に在留する外国人は、令和2年末現在で約289万人であり、近年高水準で推移しています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生しています。

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から
日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか? 複数回答(%)



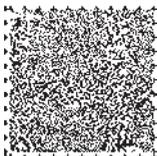
ポスター
「通じなかったのは言葉じゃなくて、心でした。」

法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話すことの困難な外国人のために、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」、 「外国語インターネット人権相談受付窓口」及び「外国人のための人権相談所」を設置して人権相談に応ずるほか、外国人に対する偏見や差別の解消を目指して、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めたことから、平成28年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、ヘイトスピーチがあってはならないということの理解を促進するための人権啓発活動や、ヘイトスピーチによる被害等についての人権相談、調査救済活動に取り組んでいます。



ポスター
「ヘイトスピーチ、許さない。」





■外国人に対する差別待遇に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
外国人に対する差別待遇	57	84	62	72	60

You can get the Human Rights Counseling Leaflet for Foreigners from the Ministry of Justice website at : <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

資料 外国語による人権相談

対応言語 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語

Language English, Chinese, Korean, Filipino, Portuguese, Vietnamese, Nepali, Spanish, Indonesian, and Thai

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

☎0570-090911

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

外国語インターネット人権相談(Human rights counseling services on the Internet)

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>



外国人のための人権相談所(Human Rights Counseling Centers for Foreigners)

全国の法務局・地方法務局において、通訳を介して面談による人権相談に応じています。

対応時間 平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

さらに、法務局・地方法務局の窓口以外でも、以下のとおり人権相談所を開設しています。

所在地	開設場所	受付日時	対応言語	お問合せ先
福岡市	アクロス福岡3階こくさいひろば 福岡市中央区天神 1-1-1	毎月 第2土曜日 13:00 ~ 16:00	英語	福岡法務局 人権擁護部 092(739)4151
高松市	アイバル香川 (香川国際交流会館)会議室 高松市番町 1-11-63	毎月 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 (予約制)	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語	高松法務局 人権擁護部 087(821)7850
松山市	愛媛県国際交流センター 松山市道後一 1-1	毎月 第4木曜日 13:30 ~ 15:30	英語	松山地方法務局 人権擁護課 089(932)0888

